

番号制度等に関する  
スウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

※ 原口5原則の観点から視察

- 1 権利保障(国民のメリット)
- 2 自己情報コントロール
- 3 プライバシー保護
- 4 最大効率化
- 5 国・地方の協力

平成 22 年 5 月 28 日

総務副大臣 渡辺 周

H22.4.29(木)～5.5(水)

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

総務副大臣 渡辺 周



### 【スウェーデン】

訪問先：国税庁・リンドブロム副長官、データ検査院・オービョルソン国際法律顧問・ホルグルト法律顧問、ストックホルム大学・イングストレム教授



リンドブロム国税庁副長官との会談

- 単一の共通番号により、国民の個人情報<sup>①</sup>を管理。氏名・住所等は SPAR(情報登録庁)から民間にも有料で提供。
- 公的機関の個人情報の取扱いは、透明性が高い仕組みとなっている(データ検査院による監査、希望者には自己に関する公的機関保有情報を毎年提供、官庁間や官から民への情報提供ルールは法令で規定)。
- スウェーデン国民は政府による個人情報管理にあまり抵抗がない。これは、古くから教会が住民情報を管理していたという歴史的経緯のほか、政府に対する国民の信頼の高さによるもの。政府への信頼は、政府の透明性と関係があると考えられる。



### 【オーストリア】

訪問先：首相府・ヘッセ第5局長、ロパトウカ財務閣外大臣(副大臣)

ロパトウカ財務閣外大臣との会談

- 住民登録番号をベースとした行政分野別番号により、国民の情報を管理(セクトラル方式)。
- セクトラル方式による住民登録番号をベースとした住民情報の管理と、社会保障番号による住民の所得情報の管理は別システムのシステム。所得情報を社会保障担当官庁等と共有する場合には、現在は社会保障番号を活用。
- 今のところ、全地方自治体(約2400)の1/6が、政府の電子行政手続きのポータルサイトから行政手続きができるようになっており、地方政府にも開かれたシステムとなっている。



内務省・ロガール=グローテ事務次官との会談



【ドイツ】 訪問先：内務省・ロガール=グローテ事務次官、財務省・コシック政務次官

- 税務行政でのみ活用する納税者番号制度を導入。
- ドイツの納税者番号制度は、税務行政の効率化を目的とするもの。連邦財務省は納税者番号の付番を行ったが、徴税そのものは州政府の仕事。所得データも州政府が保有。
- 社会保障制度と所得情報の連携システムの構築を準備中(通称：ELENA システム)。このシステムには被雇用者の所得情報が蓄積されるが、本人が失業給付等の社会保障制度の提供を申請した場合に限って、本人の所得情報が社会保障担当官庁に提供されるという仕組みを予定。2012 年稼働予定。

※ELENA システムの詳細については、後日、ドイツ内務省から提供予定。

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告



### 【1-1. スウェーデン国税庁】

日時:平成22年4月30日(金)9:00~10:20

場所:スウェーデン国税庁内会議室

先方:リンドブロム国税庁副長官



- 単一の共通番号により、国民の個人情報を管理。氏名・住所等は SPAR（情報登録庁）から民間にも有料で提供。
- スウェーデン国民は政府による個人情報管理にあまり抵抗がない。これは、古くから教会が住民情報を管理していたという歴史的経緯のほか、政府に対する国民の信頼の高さによるもの。政府への信頼は、政府の透明性と関係があると考えられる。

### 1 権利保障の原則(国民にとってのメリット)について

- ・ スウェーデンの番号は、10桁の番号で、最初の6桁は生年月日。例えば、1949年1月22日生まれならば、490122となる。次の3桁は、各人固有の番号で3桁目は、男性は奇数、女性は偶数。最後の1桁は、いわゆるチェックディジットであり、前9桁から自動的に生成される番号。前9桁に入力間違いがないかを確認するための番号。外国人にも付番している。
- ・ 国税庁のHPからは、自分の番号を活用し、各種行政手続きに必要な自己の情報をダウンロードすることができる。このダウンロードは、行政手続き別に行うことができる。例えば、失業手当の申請に必要な場合には、ダウンロードの条件として「失業手当の申請に必要」である旨を指定すれば、その申請に必要な情報のみを書いたPDFファイルがダウンロードできる。また、国土地理院のHPからは、自己が保有している不動産の情報をダウンロードすることができる。

(注)ヒアリングの際には、国税庁のHPから実際にダウンロードするところを実演していただいた。ダウンロードの条件として指定できる行政手続きは、30項目程度あるように見えた。

- ・ スウェーデンにおける住民登録の歴史は長い。記録によると、最も古い住民登録は、1571年に教会が行ったもの。1686年には、教会での住民登録の方法が全国的に統一された。1947年に番号制度が導入された。1960年には、番号による住民登録が電算化された。1991年には、住民登録の業務が教会から財務省・国税庁に移管された。(当方から、教会から国税庁に住民登録業務が移管されたのは、徴税の円滑化が目的か、と質問したところ)もともと教会を管理していたのが財務省であったからではなかったかと思う。
- ・ (当方から、事業所得者の所得についても、例えば、売上伝票に番号を付して提出させるなどにより、情報を把握しているのか、また、金融資産の保有状況は番号制度を活用して把握

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

しているか、と質問したところ) 事業所得者については、ご指摘のようなことは行っておらず、脱税の疑いがあるときに個別に査察を行っている。また、金融資産の保有状況は、かつては資産の保有残高に応じて課税する財産税という税があったときには保有状況を把握していたが、現在は、財産税の課税を行っておらず、把握する必要がない状況である。

### 2 自己情報コントロールの原則について

- ・ 住民の転出入、土地の売買情報、郵便番号等が、番号とともに、政府のデータベースに蓄積される。この情報更新は週1回行われ、毎晩バックアップをとっている。個人情報を蓄積しているデータベースへのアクセスは、権限をもった者にしか認められていない。
- ・ 希望する市民には、年に1回、公的機関が保有している当該市民の個人情報を提供している。

### 3 プライバシー保護の原則について

- ・ スウェーデン国税庁では、個人の所得情報のほか、住民登録情報についても所管している。国税庁は組織上、財務省の外局ではあるが、独立性の高い組織である。
- ・ 番号制度による個人情報の管理は、人口、国民生活、家族関係等について正確に把握することで適切な政策を行うことが目的である。国税庁の保有している情報は、法令に基づき、その情報を必要とする関係官庁に提供される。さらに、内容は氏名・住所等一定の範囲に限定されるが、情報登録庁(SPAR)から、有料で民間企業に公的機関保有の個人情報が提供される。提供先が官であろうが、民であろうが、公的機関の情報を提供できる範囲・条件は法令で定められており、違法な個人情報の収集は起こり得ないと考えている。
- ・ (当方から、公的機関が公の権力・信用を使って集めた個人情報を商業目的のDM業者等に提供することについて、国民は問題視しないのか、と質問したところ) 国民はそういうことをあまり気にしていない。むしろ、適切なタイミングでDMが送られてくるのはいいことだと思っているのではないかと。
- ・ (当方から、スウェーデン国民は、番号制度を活用した公的機関の個人情報の管理をどう思っているのか、国による国民監視だと思っていないのか、と質問したところ) 国民はそういうことは思っていない。国税庁は、様々な官庁の中で最も国民に信頼されている官庁であるというアンケート結果がある。
- ・ (当方から、スウェーデンの公務員は国民からどのように認識されているか、と質問したところ) スウェーデン国民は政府を信頼している。公務員に関する日本人の認識は我々にはあまり理解できない話である。

### 4 最大効率化の原則について

- ・ 現在のシステムは既存のシステムを改良して開発したものであり、正確な開発コストはわか

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

らないが、システム移行時の開発経費は1億3000万クローナ(1クローナ=13円とすると、約17億円)。その後、毎年改良を加えているが、その経費は4000万クローナ/年(約5億円/年)である。

- ・ ランニングコストは、システムの運用にかかる人件費、宣伝PR経費等も含めて、8800万クローナ/年(約11億円/年)。ただし、民間からの情報照会等に対して手数料を請求しており、その収入をシステム運営費に充てている。

### **5 国・地方協力の原則について**

- ・ 出生の場合、出生情報が病院から税務署に伝達され、子の番号が税務署から両親に伝達される。この番号は、医療政策を行う県や、福祉政策を行う市町村にも伝達される。

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告



### 【1-2. スウェーデンデータ検査院】

日時:平成22年4月30日(金)11:00~12:30

場所:スウェーデンデータ検査院内会議室

先方:オービョルンソン国際法律顧問、ボルグルンド法律顧問



- 公的機関の個人情報の取扱いは、透明性が高い仕組みとなっている（データ検査院による監査、希望者には自己に関する公的機関保有情報を毎年提供、官庁間や官から民への情報提供ルールは法令で規定）。

### 2 自己情報コントロールの原則について

- ・ 希望する国民に対しては、公的機関が保有している当該国民の個人情報を、年に1回送付している(国税庁でも同様の説明あり)。その際、個人情報を、何の目的で、どこに提供したか等も含めて知らせている。

### 3 プライバシー保護の原則について

- ・ データ検査院は、公的機関が個人情報の処理を行うに当たって、問題が生じうる事案について審査を行っている。その他、個人情報の取り扱い状況に関する公的機関への査察、個人情報に関する法案の国会での審議についての意見具申、個人情報を侵害された市民の相談受付・救済を担当している。
- ・ 職員は40名。ほとんどが法律の専門家である。データ検査院の運営は9名のメンバーからなる監視委員会によるチェックをうける。データ検査院の長官は政府指名であるが、データ検査院は政府・他の行政官庁から指示を受けない独立した行政機関である。データ検査院の措置に不満がある場合は、裁判所に訴えるということになる。
- ・ (当方から、国税庁からは、個人情報の取り扱いに関する政府の信頼性の高さについて話を聞いたが、この信頼性の高さとデータ検査院の存在・役割は関係があると思うか、と質問したところ)データ検査院は、個人情報保護法の運用等を通じて、政府の個人情報の取り扱いに関する信頼性向上に貢献していると考えている。
- ・ (当方から、外国からサイバー攻撃等を受けた場合の対応もデータ検査院で行うのか、と質問したところ)データ検査院がチェックする対象は国内の行政機関である。
- ・ (当方から、個人情報について、違法な取り扱いをした場合の罰則はどうなっているか、と質問したところ)罰金刑又は最高2年の懲役。また、損害賠償の対象にもなる。(さらに、当方から、役所が個人情報を違法に漏らした場合にはどうなるのか、と質問したところ)公務員個

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

人が罰せられることになる。(加えて、役所が興信所に個人情報違法に売却した場合にはどうなるのか、と質問したところ)公務員も興信所も罰せられることになる。

- データ検査院は、個人情報の取り扱いについて、各行政機関への調査権を有しており、調査の結果、違法な事実を把握した場合には、警察への告発を行っている。各行政機関は、法令で認められた範囲内では、情報のアクセスできないほか、他の機関や民間に情報を提供する場合についても、法令で定められた要件に合致していない限り、情報提供を行ってはならない。
- (当方から、例えば、オーストリアでは、行政分野別の複数の番号で国民の個人情報を管理しているが、単一の番号で国民の個人情報を管理している貴国の立場から、このようなオーストリアの制度をどう考えるか、と質問したところ)複数の番号は必要ないと考えている。我が国の個人情報の取り扱いについて、全く問題がないわけではないが、この単一の番号制度は、スウェーデンではすでに定着しているものである。また、単一の番号であるからといって、違法な情報収集がなされるとは考えていない。行政機関は、法令の要件に合致した場合のみしか情報を外部に出せない仕組みになっている。
- (当方から、ハッカーなど個人情報を盗み出そうとする者はいると思うが、そのようなものへの対策はどうか、と質問したところ)ハッカー対策は常に行っており、技術的な情報保護のシステムは随時更新している。



## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告



### 【1-3. スウェーデン有識者】

日時:平成22年4月30日(金)14:40~16:00

場所:ヴァックスホルムホテル内会議室

先方:イングストレム・ストックホルム大学教授(情報保護の専門家)



- 透明性を高めるためには、監査が非常に重要であると考えている。
- 個人情報にアクセスできる者を限定することや、個人情報を取り扱う職員の腐敗防止が大切である。

### 1 権利保障の原則(国民にとってのメリット)について

- ・ (当方から、貴国の番号制度は、政府にとって有利な仕組みであり、国民はそれほどメリットを感じていないのではないかと質問したところ) そうでもない。番号制度がないと口座も開けない。また、例えば、EU内の他国で交通違反の取り締まりを受けた際には、車の保険加入証明書、車検証明書など行政機関に示す必要がある書類を集めるのに、1日かかったが、我が国では、5分で集められるという話もある。さらに、スウェーデンでは、番号を使って、政府のサイトにログインすれば、将来、どの程度の年金がもらえるかがすぐにわかるようになっている。

### 3 プライバシー保護の原則について

- ・ 情報化社会におけるプライバシーの問題は、文化的な問題という側面が強いと考えている。また、その問題には、個人情報を取り扱う政府を市民が信頼しているのか、さらには、個人情報を扱う企業を消費者が信頼しているかが関係していると考えている。
- ・ 政府や企業への信頼は、社会的な価値(文化・倫理)に基づくものであり、その社会的な価値を具体化する法令が制定・執行され、そして、その執行についてしっかりとした監査が行われることが重要である。
- ・ スウェーデン社会は、小さく、均一的な社会であり、基本的に市民は政府がよい行いをしてくれているものと考えている。また、政府の行動には透明性があり、政府の動きを市民がチェックできるようになっている。日本は、個人情報の取り扱いについてわが国を参考にしようと考えているのかもしれないが、その場合、スウェーデン社会のこのような特徴を理解する必要がある。
- ・ (当方から、政府への信頼性と政府の透明性には何か関係があるのか、と質問したところ) それは大いに関係がある。透明性を高めるためには、監査が非常に重要であると考えている。しかし、日本で政府への信頼を高めるためには、日本の文化にあった方法をとることが必要であろう。



## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

- 電子的な情報処理に100%安全ということはない。電子的な情報処理の安全性を確保するためには、法学、技術、文化・社会学といった多角的なアプローチが必要である。
- スウェーデンでは、病歴や財産上の情報を除き、個人の情報が他に伝えられることに対してそれほど強い関心はない。
- (当方から、スウェーデンでは単一の番号で個人情報を管理しているため、特定の者や組織が個人の情報を簡単に収集することができてしまうが、そのようなことに国民は不安を感じないのか、と質問したところ)スウェーデンでは、行政機関、民間ともに、個人情報を公的機関から入手するためには、法令で定められた要件をクリアしないといけないため、個人情報をみだりに蓄積することはできない。民間企業が公的機関から情報を入手するためにはSPARの許可を得なければならない。SPARには、情報提供のための基準を定めた規則がある。
- また、知る限りにおいては、我が国で個人情報をめぐる大きなトラブルが発生したということはないと記憶している。政治的にも、個人情報を公的機関が番号で把握することが問題となったことはないと思う。政治で問題となるのは、個人情報の管理に関する監視のあり方。
- 個人情報の取り扱いについて、市民の信頼性を高める上で最も重要なのは、個人情報の取り扱いを監視する体制である。個人情報にアクセスできる者を限定することや、個人情報を取り扱う職員の腐敗防止が大切である。

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告



### 【2-1. オーストリア連邦首相府】

日時:平成22年5月3日(月)9:00~10:15

場所:オーストリア連邦首相府内会議室

先方:ヘッセ首相府第5局長(憲法事務担当)



- 住民登録番号をベースとした行政分野別の番号により、国民の情報を管理（セクトラル方式）。
- 行政機関が保有している情報は民間には提供しない。行政機関間における共有についても、法令で認められた場合に限り許される。

#### 1 権利保障の原則(国民にとってのメリット)について

- ・ オーストリアの eGovernment は世界で一番の仕組みであると自負している。国民は当局に足を運ぶこともなく、紙を使って申請をすることもなく、行政サービスを楽しむことができる。電子政府についての総合的な規律である eGovernment 法(2004 年制定)では、セキュリティなどの様々な問題についても規定されている。
- ・ 住民IDという意味において、確実に一人一つの付番がなされる中央住民登録番号(ZMR-Zahl)が2002年に導入され、国勢調査等で利用されている。2,358の自治体が住民・住所に関する情報について地方住民登録制度(LMR)により管理しており、それが中央レベルにおいてZMRとなる。このZMR-Zahlは内務省が管理している。なお、ZMR番号それ自体は性別や生年月日の情報が入った意味のある番号ではない(すなわち、単なる数字の羅列)。

(注)外国人居住者や居住はしていないがオーストリアに働きに来ている外国人も補助登録(SR)において登録。

- ・ 電子政府システムを市民が利用する際、ZMR-Zahl から生成された基幹番号(Source-PIN)がIDとなり個人の特定に使用される。なお、この番号は暗号化されており、また同IDの登録部局がある。
- ・ source-PIN は市民カードに組み込まれたICチップに保存され、個人認証として電子行政サービスを受けることができるようになる。また、市民カードの「機能」は健康保険カード(e-card)などを特別な機器を用いて有効化するプロセスを経ることにより使用可能となる。利用できる行政サービスとしては、犯罪履歴証明書の交付、支払証明などで、利用者は数万人程度と認識している。
- ・ (当方より、このような便利なシステムを構築しているにもかかわらず、利用者が非常に少な

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

と思う。理由としてどのようなことが考えられるか、と質問したところ)そもそも国民は年に 1～2 回しか役所とコンタクトをとらない等、必要性が低いことが関連していると思われる。したがって我々は様々な場面での PR に力を入れている。

### 2 自己情報コントロールの原則について

- 国民は、希望すれば、公的機関が保有している自己に関する個人情報の内容を確認することができる。また、その内容に誤りがあれば、データ保有機関に対して修正を要求することができる。

### 3 プライバシー保護の原則について

- オーストリアの eGovernment システムは 26 行政分野において活用されており、行政分野間の個人情報のやりとりについては、ss-PIN (Sector Specific PIN) を活用している。ただし、適切に個人情報の保護を行うため、各行政機関の裁量ではこのような個人情報のやりとりを実施できないようになっている。各機関が管理している個人情報を相互にやりとりすることは、法令で認められた場合のみ許される。それぞれの官庁が、保有する個人情報を ss-PIN で管理している。
- 各機関が利用している ss-PIN から第三者が他人の番号の内容を入手することはできない。基本的には、税番号は税に対して、社会保障番号は社会保障に対して使われるべきものである。
- 率直に申し上げて、ZMR-Zahl は殆どどの人は知らないと思う。確かに出生の際に併せて付番されるし、固有のものではあるが、日常生活において頻繁に使用するわけでもなく、住民票を入手して「こんな番号があるのか」というような程度である。ましてや、Source-PIN や ss-PIN は暗号化された不可視のものであり、番号を「知る」という性質のものではない。
- 行政機関における個人情報のやりとりについては、データ保護委員会のチェックを受けている。データのやりとりはあらかじめ定められた枠組みによって認められている場合に限られている。当然、個人情報については官・民ともに第三者が濫用することは許されず、関連法令に違反した個人情報の取り扱いが行われた場合、データ保護委員会による審査や行政裁判に掛けられることになるほか、民事裁判において損害賠償責任を課されることもある。
- (当方より、日本では番号制度や電子政府政策の推進にあたり、個人情報の漏洩や濫用を懸念する声が必ず出てくる。オーストリアではどうだったのか、と質問したところ)それはオーストリアでも同じであり、だからこそこのようなモデルを構築したのである。このモデルはオーストリア独自のものである。要するに「皆が便利な行政システムを使用したい。ITを利用して自宅でも手続きができれば便利である。我々政府としてはそのような行政システムを構築したい」ということをやりたかったわけであり、それがこのモデルとして結実したということ。
- オーストリアの eGovernment のシステム、特に分野別番号管理方式は確かに技術的な面

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

において複雑であるが、だからこそ適切にデータを保護することが可能。一方で、ユーザー側からは利用しやすい簡単なシステムになっていると考えている。

### 4 最大効率化の原則について

- ・ eGovernment システムの導入にあたっては 1000 万～1500 万ユーロのコストがかかった。しかしながら、例えば国勢調査の際、これまで一々紙の調査票を国民に送付していたところ、電子的なやりとりが可能となった結果、極めて大きなコスト削減(約 1 億ユーロ)ができた。紙ベースでの書類のやりとりが削減されることを通じたコスト削減が進んでおり、すでにシステム導入費用のもとはとれたのではないかと考えている。

### 5 国・地方協力の原則について

- ・ 州・市町村も、eGovernment に参加することが可能であり、今のところ、全地方自治体(約2400)の1/6が、政府の電子行政手続きのポータルサイトから行政手続きができるようになっており、地方政府にも開かれたシステムとなっている。



### 【2-2. オーストリア連邦財務省】

日時:平成22年5月3日(月)14:00~15:15

場所:オーストリア連邦財務省内会議室

先方:ロパトゥカ財務閣外大臣(副大臣)



- セクトラル方式による住民登録番号をベースとした住民情報の管理と、社会保障番号による住民の所得情報の管理は別システムのシステム。所得情報を社会保障担当官庁等と共有する場合には、社会保障番号を活用。

#### 1 権利保障の原則(国民にとってのメリット)について

- ・ オーストリア連邦財務省においては社会保障番号(SIN)が最も重要な番号である。これは健康保険カードの券面に記載されている番号であり、6桁の生年月日と4桁の「通し番号」で構成される。所得税の申告をする際には必ず SIN を記入しなければならない。
- ・ 税務分野における SIN の活用例を紹介すると、赤十字社に寄付した者が自己の SIN を赤十字社に申告(記載)し、同社は同寄付者の SIN 及び寄付額について税務当局に届け出ることになる。これにより、寄付金控除等の事務の円滑な遂行が可能となっている。
- ・ SIN は、元来、健康保険組合が各個人に与える番号である。したがって番号管理も健康保険組合が行っている。法律の改正によって SIN は税務当局も番号を共有できるようになっている。
- ・ オーストリアの電子政府政策については中央住民登録番号(ZMR-Zahl)を基本としているが、税務分野ではあくまで SIN が基本である。SIN が電子政府のシステムから派生される番号というわけではない。
- ・ (当方より、結局、オーストリア政府の税務分野で SIN を活用している理由は何なのか、と質問したところ)シンプルであるが「既に世の中に浸透しているポピュラーな番号だから」ということ。ZMR も国民に広く付与されている番号であるが、国民はほとんどこの番号を知らないため、税務上の番号としては使いづらいと考えた。
- ・ (当方より、国民の管理強化に繋がる話について国民の反発はないのか、と質問したところ、)18世紀のハプスブルク帝国・マリアテレジア女帝の時代から、医療保険や課税などについて政府による情報管理がなされてきた歴史があり、国民は政府について十分な信頼を寄せているものと認識している。
- ・ 番号による個人の所得の管理について社会的な分断・紛争に至るようなことはなく、また国

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

民の納税意識も高いものと認識しており、税務当局が所得を正確に把握することを問題視するということはないのではないかと考えている。

- ・ 財務省が整備したオンライン税務申告システム (Finanz-Online) については、80%の企業・45%の被用者が利用している。

### 2 自己情報コントロールの原則について

- ・ 我々は SIN の活用について更に先を行くような「透明化データバンク(口座)」という取り組みを推進している。SIN を活用して、各個人がどの程度、社会保障給付を受けているのかを明らかにするような仕組みを考えている。

### 3 プライバシー保護の原則について

- ・ 税務分野において SIN を使用することについて、データ保護の観点から全く問題視していない。電話番号と同じように馴染みのある番号である。
- ・ SIN については、たとえば有名人の情報をのぞき見するといった不正アクセスも技術的には可能かもしれないが、法律で明確に禁止されている。ハッキングなどのケースがあり得ると考えられるが、3 年以下の懲役又は罰金刑が設定されている。また、公務員には守秘義務があり、議会に対してさえ税に関して知り得た秘密を答えてはならない。

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告



### 【3-1. ドイツ連邦内務省】

日時:平成22年5月4日(火)10:00~11:10

場所:ドイツ連邦内務省内会議室

先方:ロガール=グローテ内務事務次官



- 国民が電子的な行政手続き等を行う際に用いるための電子IDカードシステムを今年11月から導入される予定。
- 社会保障制度と所得情報の連携システムの構築を準備中（通称：ELENAシステム）。このシステムには被雇用者の所得情報が蓄積されるが、本人が失業給付等の社会保障制度の提供を申請した場合に限って、本人の所得情報が社会保障担当官庁に提供されるという仕組みを予定。2012年稼働予定。

### 1 権利保障の原則(国民にとってのメリット)について

- ・ 電子IDカードを導入することとした目的であるが、あくまで電子IDカードは本人確認のためのツールであり、これまでの身分証明書の電子化によってIDカードそのもののセキュリティを向上させるとともに、行政手続や電子商取引といった電子手続における本人確認を強化させるというもの。
- ・ 民間の認証機関が発行する電子署名を格納することで電子商取引ができるほか、いくつかの行政手続がこの電子IDカードを利用することによって行うことができるようになる。
- ・ ただし、残念ながらすべての行政手続をこの電子IDカード1枚でできるようになるわけではない。連邦政府としては、当初、1枚のカードで全ての手続が行えるように考えていたのだが、セキュリティに対する懸念もあり、断念した。
- ・ 今後電子IDカードを用いてできるようになるシステムの例としては、ELENAシステムがあげられる。このELENAシステムは、給与所得者の所得情報を蓄積し、児童手当、住宅助成、生活保護といった所得情報が必要な社会保障制度との連携を図るシステムである。現在、運用開始に向けて準備を進めているところである。

(注) ELENAシステムは、雇用されている従業員の賃金や諸手当等に関する情報を経営者が毎月登録することを義務付ける中央データベースであり、4000万人の労働者が対象。このELENAシステムと電子IDカードによる本人確認によって、社会保障給付を申請するための各種証明書に関する事務処理の軽減を行い、児童手当、住宅助成、生活保護などの給付の可否決定を迅速に行うことができる。システムへの情報登録は2010年1月から行われてお



## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

り、本稼働は2012年から。詳細については、在ドイツ日本大使館経由で、ドイツ連邦内務省から資料提供予定。

### 2 自己情報コントロールの原則について

- 電子IDカードに格納される情報は、氏名、住所、性別、生年月日、生誕地、IDカードの発行場所といった情報に加え、指紋情報なども格納することができる。これらの情報について、本人が自ら操作して修正することは不可能であるが、一定の手続きを行えば、変更することはできる。変更する場合には市町村の窓口で申請しなければならないが、ここで変更できるのは住所のみであり、それ以外の情報を変更する場合には電子IDカードの再発行が必要。
- 基本的に電子IDカードによって手続きができるものについては、その手続きに必要な情報として法律で決めたものについて、関係官庁間で交換することでその手続きを行うこととなる。
- ただし、ELENAシステムに蓄積された所得情報については、本人が社会保障申請を行い、その際に、ELENAシステム内の本人の所得情報を社会保障担当官庁に提供することについて本人が同意しない限りは、ELENAシステムに蓄積された本人の所得情報が社会保障担当官庁等に提供されることはないこととなる予定。

### 3 プライバシー保護の原則について

- 電子IDカードの利用に関する、いわゆるなりすまし対策については、まずは電子IDカードとPINコードを組み合わせることによって入り口で排除している。
- 特に、憲法裁判所によって、各制度・システム間におけるデータの流用については、どのような情報を、どのような目的で、だれにどのように渡すのかを厳密に法律で定めることが必要との判断がなされたことから、安易に電子IDカードとの連携をさまざまなシステムに組み込むことが不可能となっている。たとえば、税務関係にはこのカードを利用した手続はできない。なお、各省庁との連携が必要となる場合には、それぞれの官庁間で運用について話し合うこととなる。
- (当方から、貴国では行政機関別に情報を管理し、かつ、その連携のための番号制度が存在しない中、どのように行政機関間で情報連携を行っているのかと質問したところ)行政機関間の情報連携は、住所・氏名・生年月日で本人確認を行い、情報連携を行っている。
- ELENAシステムについては、現在のところ、すべての給与所得者についての所得情報を蓄積することを予定している。しかしながら、このシステムの目的が、社会保障制度の運用と所得情報の連携であることを考えると、公務員は失業保険等の対象外であるほか、通常、生活保護を受けることが想定しがたい職業であり、そのような者についてまで、ELENAシステムに所得情報を蓄積する必要があるのか、という議論がある。
- (当方から、公務員以外にもELENAシステムに所得情報を蓄積してほしくない国民はいるのではないかと、そのような国民については、本人の希望に応じて、所得情報を蓄積しない、と

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

いうことは考えられないのか、と質問したところ) 公務員以外については、社会保障制度の適切な運用のために、漏れなく所得情報を蓄積する必要があると考えている。ただし、自営業者については、ELENAシステムに所得情報を蓄積する予定はない。

### 4 最大効率化の原則について

- ・ 運用・開発コストについては残念ながら規定により明かすことはできないが、規模としては、連邦内務省内での開発が12名、各省庁から50～60名。そのほかの職員も加えると、合計で約80～100名がこの事業に携わっている。

### 5 国・地方協力の原則について

- ・ 今年11月から導入される予定の電子IDカードは、新しい住民登録の仕組みを構築しようという発想から生まれたもの。現在、住民登録については、各市町村が担当し、現在全独16州のうち13州では州が管理を行っており、残りの3州は各市町村が管理を行っているが、これを統一しようとするものである。

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告



### 【3-1. ドイツ連邦財務省】

日時:平成22年5月4日(火)13:00~14:15

場所:ドイツ連邦財務省内会議室

先方:コシツク財務政務次官



- 近年、税務行政でのみ活用する納税者番号制度を導入。
- ドイツの納税者番号制度は、税務行政の効率化を目的とするもの。  
連邦財務省は納税者番号の付番を行ったが、徴税そのものは州政府の仕事であり、所得データも州政府が保有。

#### 1 権利保障の原則(国民にとってのメリット)について

- ・ 日本においては全ての国民に番号を付与することについて、「国が個人情報の全てを管理するのではないか」との懸念があるとのことであるが、ドイツにおいてはそういった議論は全くない。あくまで納税者番号は事務処理番号であり、納税の履歴を管理するとかいった類のものではないという認識。

#### 3 プライバシー保護の原則について

- ・ (当方から、内務省から説明を受けたELENAシステムと納税者番号はどのような関係にあるのか、と質問したところ)納税者番号を用いて他の行政分野へ情報を提供することは全くない。あくまでこの番号が利用されるのは税務上の手続である納税者と税務署とのやり取りのみである。これは非常にセンシティブな情報を扱っているためであり、電子IDカード・ELENAシステムは税務手続とは一切リンクしない。
- ・ (当方から、貴国の納税者番号制度は、所得情報の名寄せなど所得の正確な把握を目的としているのではないのか、と質問したところ)納税者番号制度は、あくまで税務行政の事務的な効率化を目指すものである。そもそも、連邦政府としては、納税者番号の付与は行ったが、徴税は州政府が行っており、連邦政府は国民の所得情報を保有していない。

#### 5 国・地方協力の原則について

- ・ 現在、ドイツにおいてはすべての国民に税務行政に用いる個人識別番号(納税者番号)が付けられており、これは各州の住民登録情報をベースに付与されたものである。もともとは、各州によって振られていたものであるが、引っ越しした際に番号が変わるなどといった問題もあるため、連邦(中央税務庁)で一本化して付与することとなった。

## 番号制度等に関するスウェーデン・オーストリア・ドイツの視察報告

- ・ 納税者番号がもともと住民登録情報に基づいて付番されたこともあり、住民登録システムにおける情報の変更と納税者番号で管理している住所情報は連動している。
- ・ (当方から2003年の法改正による番号制度導入から、付番完了まで約5年かかったと聞いているが、この間に慎重な準備作業があったのではないかと質問したところ)準備作業に5年を要したのは、純粋に技術的な問題である。住民登録簿にのっている国民(ドイツの人口は約8000万人)に納税者番号を送付したが、うまく届かなかったり、同じ人に二つの番号が届いたり、といろいろ実務的な問題があった。